

中国における「冥婚」の法的諸問題

——慣習法と実定法との狭間で——

金 永 完

- 一 はじめに
- 二 冥婚慣習の歴史及び現況
- 三 冥婚慣習の文化的背景
- 四 冥婚の法的諸問題
- 五 慣習法と実定法の狭間で
- 六 終わりに

一 はじめに

中国の陝西省や山西省などの少なくない地域では、未婚の男性が死亡すると、その父母は女性の死体を探し求めるのに余念がない。「死後婚姻」でもさせるためである。「冥婚」と呼ばれるこの風習によって、未婚女性の死体は高価

な「人気商品」となっている。

二〇一六年の春、山西省に住む胡青花氏は、清明節（四月四日）を迎え、三年前に亡くなった息子のために冥婚を行なった。女性の死体の価格は一八万人民币（以下、「元」）もあったが、胡青花氏はとても満足そうに言った。「彼女の写真を見ましたが、とても美しく年輪も息子と同じなので、二人はよく似合います」。人々は、死体の価格に驚いた。しかし、山西省現地の人々は、これを羨ましがばかりか嫉妬までしたという。なぜならば、中国の「冥婚市場」では、このように美しく、死亡して間もない「良質」の死体は見つかりにくく、もし運が良く見て見つかったとしても、一八万円では買えないからである。⁽¹⁾

それから間もない二〇一六年四月二三日、山西省華信経済開発区では、一五歳の少年張超風が六人の同年輩に殴打され死亡した事件が発生した。少年暴力致死事件で人々が受けた衝撃はまだ解消していないのに、死者張超風は再び他の事件の主人公になった。二〇一六年五月六日、彼は父母によって冥婚され、ある少女の死体を「妻」として迎え入れたのである。彼らの「夫婦」写真がマスコミに報道されると、人々の冥婚に対する関心はさらに高まった。⁽²⁾

「冥婚」とは、男女が未婚のまま死亡した場合、その家族が「死後婚礼」を行ない、死体を合葬する中国の伝統慣習である。その多くは、死亡した男性の家族が女性の死体を捜し求め、その二人を合葬する形が採られている。これによって、彼らは、死後ではあるけれども、夫婦の縁が結ばれ、「あの世」において結婚生活を送ることになる。「陰婚」「嫁殇婚」「冥配」「攀陰親」「幽婚」「亡霊婚」「虚合婚」「鬼婚」「配骨」「結鬼親」「搭骨屍」とも呼ばれる冥婚は、「婚」と「喪」を結び付けた、即ち「生」と「死」を有機的に結合した極めて独特な慣習である。⁽³⁾ 現在も、冥婚は、中国の山西省、山東省、陝西省、河南省、河北省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省、広西省、湖南省、湖北省、四川省、

甘肅省、上海、貴州、重慶、内モンゴル、ひいては香港及び海外の華僑社会などの少くない地域で、依然として盛行している。⁽⁴⁾この中で山西省は、冥婚が最も盛行する地域である。形態はやや異なるが、冥婚風習は台湾にも存在する。冥婚は、人々が臆断するように、僻地においてのみ盛行しているのではなく、現代化された大都会においても行われている。⁽⁵⁾

二 冥婚慣習の歴史及び現況

1 冥婚慣習の歴史

アフリカ・ナイル河の川上流域に居住する奴阿族には、未婚で死亡した男性のために死後婚姻をさせる慣習があった。新婦は、現実では他の男性と生活できても、その間で生まれた子女は、死亡した男性を合法的な父親とし、財産相続を含む様々な権利と義務を享有及び負担しなければならなかった。これは父系血統の連続性を維持するためのものであると解釈されている。⁽⁶⁾日本における冥婚は、二〇世紀半ばまで、青森県・宮城県・山形県並びに沖縄県などで行なわれた。⁽⁷⁾ただし、戦場で亡くなる男性が増えつつ、主に女性の人形が使われるようになった。

中国における冥婚は、三千年前から流行した。『周礼・媒氏』には、「禁遷葬者與嫁殤者」と記されている。これについて東漢の鄭玄は、「遷葬謂生時非夫婦。死既葬、遷之使相從也。殤、十九以下未嫁而死者、生不以禮相接死而合之」と説明している。⁽⁸⁾「遷葬」は、生前に夫婦でなかった二人を合葬することであり、「嫁殤」は、一九歳を満たさず夭折した男性との婚姻をいう。周代の礼儀では、冥婚は許容されなかった。これは逆に、当時、冥婚が既に存在して

いた事実を物語っている。冥婚の原型は、商代に見出すことができる。甲骨文字には、商王が既に冥婚を挙行した事実が刻まれている。この時期では、生きている女性が使われたが、その多くは、捕虜または奴隷が充てられ、「殉死」の色彩を帯びていた。⁽⁹⁾

早期の儒学者たちは、冥婚に反対であった。中国歴史の中で最も有名は冥婚は、曹操が彼の息子曹沖のために行なったものである。『三国志・魏書・邴原伝』や『三国志・魏志・武文世王公伝』には、次のような記録がある。即ち、建安一三年、幼い曹沖が病死すると、曹操は冥婚をさせようとした。ちょうど司空掾邴原には、亡くなって間もない娘がいたので、彼に冥婚を提案した。しかし邴原は、「合葬、非礼也」と断った。その後、曹操は、甄氏に夭折した娘があると聞き、冥婚を求めた。結局、両家は夭折した子女のためにまず「婚礼」を盛大に挙行し、引き続き葬礼を行ない、二人を合葬した。⁽¹⁰⁾

隋唐五代、なかんずく唐代では、冥婚は皇室から百姓に至るまで盛行した。例えば、唐の中宗と韋后は、亡くなった息子李重潤や韋后の弟韋洵と韋洵のために、冥婚を三回も挙行した。⁽¹¹⁾ 当時冥婚が盛行したのは、仏教の普及と関係があると指摘されている。人々は、仏教を通じて鬼神や極楽世界を信じるようになり、夭折した男女が同穴に埋葬されると、「あの世」で偕老すると思っていたのである。⁽¹²⁾

冥婚は、宋代においても依然として流行し、冥婚を媒酌する人も存在した。冥婚について最も詳しく記述された宋代の記録は『昨夢錄』であるが、これには「北俗、男女年当嫁娶未婚而死者、両家命媒互求之、謂之鬼媒人」のように、北方地域の風習としての冥婚及び「鬼媒人」(冥婚媒酌)について説明されている。⁽¹³⁾ また「鬼媒每歲察鄉里男女之死者而議、資以養生焉」⁽¹⁴⁾ という記録からは、冥婚媒酌が死亡した男女を探して「婚姻」を成立させ、その代価として

報酬を受けていたことが分かる。報酬は、当時冥婚媒酌を存在させた重要な理由の一つである。『元史・列女伝』には、「子弟死而無妻者、或求亡女骨合葬之」と記されている。元代における冥婚風習の特徴としては、蒙古遊牧民族の風習と中原のそれが並行・発展したことが挙げられる。『明史・列女伝』にも冥婚についての説明がある。即ち、「楊○死而其未婚妻殉；劉伯春卒、而其聘女亦如之、後皆迎柩合葬。清代においても、冥婚は依然として盛行した。⁽¹⁵⁾康熙帝の時期に出版された『隰州志』には、「男女殤、扞年相若者為冥婚。両柩合葬、両家往来婚媿」と記されている。⁽¹⁶⁾清末や中華民国初期の北京では、死者と死者とを結婚させる「喜事」を「搭骨屍」と呼び、男女両家のあいやけを「骨屍親」と呼んでいた。⁽¹⁷⁾また中華民国時期の『浮山県志』には、「男子未聘、女子未字、既死而後議婚、両柩合葬、名曰冥婚」と記されている。⁽¹⁸⁾

2 冥婚慣習の現況

上述の通り、冥婚慣習は殷商時代から存在してきたが、現代中国より盛行した時代はなかった。以下では、二〇一六年五月一三日に『中国青年網』に掲載された冥婚に関する長文の記事と『山西晚報』の記事を分かりやすくまとめて、現代中国における冥婚の実像及び問題点を紹介することにする。

(1) 女性の死体を求めて

鉱業の発達した山西省では、交通事故や疾病以外にも、採鉱作業中に事故で死亡する青年も多いため、男性の死亡率は女性より一層高い。また農村では男女比率も均衡を失い、女性の死体を入手するのは容易ではない。このような

状況の中で、数多くの人が病院を見つめている。もし「良質」の女性の死体があるという情報があれば、彼らは病院に走りだし、死亡した女性の家族と死体の価格をめぐって交渉を始める。取引が成立すると、情報を提供した病院の職員は二千元から三千元位の謝礼を受けられる。取引が成立しなくても、死亡した男性の家族は、病院の職員に五百元から千元位の謝礼をする。こうすると、今後に関心を持つて協力してくれるからである。女性の死体があるという情報だけではなく、病気が危篤に陥った少女がいるという情報があっても、人々は、その「将来の死体」の価格を交渉しに来るのである。値段が折り合えば、死亡した男性の家族は家に帰り、少女の訃報を待ち望む。彼らにとって、少女の訃報は「吉報」である。

(2) 女性死体の価格

王勇氏は、山西省臨汾市洪洞県所在のある病院の職員である。彼の目には、女性の死体を火葬するのは、大きな浪費に見える。実は、病院の霊安室には女性の死体が多くない。若い女性の死体はもつと少ないため、いくらでも呼び値で売り出すことができる。一九九〇年代初、家柄の釣り合った両家の間で冥婚が成立すれば、五千元程掛かった。二〇〇〇年代初には五万元に上がった。二〇一〇年には一〇万元にまで上がったが、これは、冥婚はできても他の条件は求めることのできない価格である。二〇一六年には、一五万元以下では「骨一本すら」買えなくなった。だとすれば、胡青花氏が一八万円で「素晴らしい嫁」を買えたのは、極めて大きな「お得」なのである。

女性の死体の価格は、年齢、「新鮮さ」、毀損程度、容貌、家柄などの様々な要因によって決められる。これら諸条件に基づいて勘定すれば、病気で亡くなった女性の死体の価格は、交通事故で死亡した女性の死体より高い。病死し

て間もない女性の死体は、死亡して時間が経った死体より高くつく。即ち、「新鮮」であればある程、価値は高くなるのである。従つて、若くて美しく、良い家柄出身で病死して間もない女性の死体は「最上品」で、その価格は十数万元から数十万元に上る。これに対し、名前も身分も戸籍も不明で、腐敗や変形の程度甚だしい死体の価格は下落する。女性の死体は、「湿屍」と「干骨」に分かれて売買されている。「湿屍」は、埋葬されて間もない死体を、そして「干骨」は埋葬されて数年も経った死体を指す。「干骨」の値段は、当然、「湿屍」より安い。山西省臨汾市洪洞県には、外地から来て働く人が多い。彼らの故郷には冥婚の慣習がないが、洪洞県に来てからこの良い「ビジネス・チャンス」を知り、春節に帰郷して洪洞県に戻つてくるときには、女性の遺骨をたくさん担いで来る。そしてそれを必要とする人々に売るのである。このような交易を「買干骨」という。洪洞県の住民は、表面的には何にも言わないが、これら遺骨の由来をよく分かっている。

このような「干骨」は高くはないが、女性の遺骨であることが確実ならば取引され、その価格は数千元から数万元まで多様である。二〇一三年には大体一万元程だったが、二〇一六年の相場は、比較的完璧に保存された「干骨」の場合、五万元前後である。人々は、先祖についての悪夢を見ると「風水先生」に尋ねるが、すると「風水先生」は、大体、「お墓に一人で埋葬された孤独な先祖様が悪霊になって現れたので、冥婚をさせて慰めなければならぬ」と答える。恐れて冥婚を準備するけれども、数代前の先祖とはそれ程親しく感じないので、「湿屍」ではなく「干骨」で冥婚をさせ、問題が再び起こらないように適当に「機嫌を取る」のである。これも、「干骨」の価格がそれほど高くない理由である。もちろん、経済上の理由で「干骨」を以て冥婚を行なう場合もある。いずれにせよ、「干骨」の値段は、今後も引き続き上がる見込みである。

(3) 死者の年齢

当地の不問の慣習によると、「死亡時の年齢」が死体の年齢となる。例えば、一八歳の時死亡した男性は、一〇年後にも依然として一八歳として「媒酌される」。従つてふさわしい女性の死体が見つからなかった場合や経済的な理由で買えない場合は、適切な時期を待てば良いのである。

(4) あいやけ関係の形成

若い未婚男性が死亡すると、家族は釣り合った家柄出身の女性の死体を探し、その二人の死体を同穴に合葬する。これにより、彼らは「あの世」において夫婦の縁が結ばれ、両家は、「買主」と「売主」の関係から「あいやけ」の関係に転換される。もちろん、これは民間における慣習法上のあいやけの関係である。胡青花氏の場合を見てみよう。「冥婚式」の祝い客が騒がしい酒宴に参加し、雰囲気盛り上がると、男性の死体は掘り出される。すると、冥婚媒酌が男性死体の目、耳、口にお米と小麦粉を詰める。当地の慣習では、こうしなければ「後代に良くない」そうである。その後、男性と女性の死体は、男性の家族墓地に合葬される。儀式が終わると、両家は「あいやけ」関係に変わる。胡青花氏は、「子女を同穴に埋めたから、これこそ本当の親戚だ」と、意味深長に言った。

(5) お墓守り

冥婚儀式が終わると、心配事は男性側の家族に移転される。毎日、「嫁」が盗まれないように、息子の墓を巡視しなければならぬのである。報道によると、山西省の洪洞県では、過去の三年間、二七体の女性の死体が盗難された。

当地では、死体窃盗行為が猖獗を極めており、実際には、これより遥かに多いそうである。見張っていないならば「必ず」誰かに盗まれてしまうそうである。最近では、とても深い穴を掘って四面をセメントで固めた極めて堅固な墓穴も登場した。このような墓穴をつくるためには、別途に数千円を費やさなければならぬ。いずれにせよ、男性側の家族は、随時、墓地を巡視しなければならぬ。一刻の油断も許されない。

女性の死体をめぐる「保護戦」は、彼女の病気が危篤に陥って入院した瞬間から始まる。女性の家族は病院の職員を余り信頼しないため、必ず二四時間体制で見守っていないければならぬ。もし女性が死亡すると、死体は訳の分からぬうちに消えてしまう場合もあるからである。未婚女性が死亡すると、家族は風習によって畑に放置すべきであるが、盗まれないように家の周辺の可視距離内に置いて見守る。そのうち、運が良ければ、数日内に誰かに「求婚」されるようになる。

当地の人々は、冥婚をさせてから一年を耐えれば、子女の靈魂は安らかに眠れると信じている。もし一年後に「不測の事件」が発生したらどうなるのであろうか。胡青花氏は、「もちろん再び冥婚させます。息子が一人であるのは嫌です」と答えた。

(6) 「冥婚産業群」の形成

冥婚が成立するためには、次のような多くの人に協力してもらわなければならない。即ち、墓穴を掘る人、葬儀屋、楽隊、テントなどの設備を貸してくれる人、柩をつくる人、死装束を売る人、靈安室の職員などが、冥婚儀式に関わっているのである。このような集団の間には、収益を共有する「産業チェーン」が形成されている。

山西省稷山県のある村に住む「冥婚媒酌」の楊某（六五歳）は、靈魂の仲立ちを一種の「徳を積む」行為と考えている。なぜならば、当地では、未婚女性が死亡すると畑に放置されるが、冥婚をすれば先祖の墓地に入ることができ、清明節には家族や後世から祭祀を受けられるようになるからである。さもなければ、死者は黄泉に行けず世をさ迷う鬼神になってしまう。亡くなった子女のために冥婚を行えば、父母の子女に対する扶養の義務も果たされることになり、子女も安らかに眠れるのである。普通の結婚媒酌に比べて、「冥婚媒酌」の件数は少なく、ふさわしい女性の死体は一層少ないため、高い報酬がもたらえる。

現在、若死にした女性の死体は、一種の「商品」となり、価格も決まっている。需要が高いので、死体を窃盗して収益を得る人々の間に「利益のチェーン」が形成されている。⁽²¹⁾ 冥婚をめぐり、一種の「産業群」が形成されているのである。

三 冥婚慣習の文化的背景

冥婚伝統が維持されている地域では、夭折した未婚男女は、家族墓地に入られないため、適当に野原に埋葬されてしまう。しかし冥婚をすれば、家族墓地に埋葬され、家族や後世から祭祀をも受けられるようになる。もし死後に安定できなければ、死者は家族に報復しに帰ってくると言われている。⁽²²⁾ 父母は、冥婚をさせることによって、夭折した子供に対するすまない気持ちと恐怖心を解消しようとする。これで、亡くなった子供に対する父母の扶養の義務も果たされるのである。それでは、このような思考方式はどこから由来するのであろうか。以下では、冥婚慣習の存在の

原因を、中国の歴史、文化及び伝統思想に照らして分析を行なう。もちろん、以下の諸内容は、互いに有機的に繋がっていることを断っておきたい。

1 原始シャーマニズム

冥婚には、原始呪術文化の要素が潜んでいる。宋代の人々は、「殤男」（夭折した男性）と「殤女」（夭折した女性）を合葬する際に、「設二座相並、各位小幡長尺餘者於座後」させた。「迎茅娘」というのもあるが、これは藁くずでつくった人形を以て女性を形状化し、「殤男」に嫁がせる方法である。福建省の惠安では、「殤女」の代わりに、土でつくった女性の人形「涂佛仔」が使われることもある。⁽²³⁾最近、女性の死体の価格が高騰すると、小麦粉で女性の人形をつくったり、大根を人間の形に彫刻したり、人形に女性の服を着させて冥婚を行なうこともある。⁽²⁴⁾また、前述のように、中国人は悪夢を見ると「風水先生」に尋ねるが、「風水先生」は、普通、「独身のまま死亡した先祖に冥婚させれば問題は解決される」と答えるのである。人生における吉凶を、死者と関連づけて考える思考方式には、呪術的な要素が濃厚に潜んでいる。

2 「生死同質」信仰

荀子は、「葬礼者、以生者飾死者也、大象其生、以送其死也。故如死如生、如亡如存」（『荀子・礼论』）と指摘している。中国哲学では「死即生」、即ち生死は本質的に同じものと見ている。孔子は、「未知生、焉知死？」（『論語・先進』）と言いつつも、鬼神についての季路の質問に対しては、「未能事人、焉能事鬼」と答えた。目下の生を重視し、生

を理解してはじめて死を理解できると見たのである。中国人は、古代から、死者は呼吸をしなくなり、現世の家族と交流できなくなつたこと以外には、生者と如何なる差もないと信じている。「生死同質」の觀念があるから、家族は、死者が生前に使つていた物品と生活用品を副葬したのである。死者は、死後においても、家族の構成員としての地位を永遠に維持できる。もし変わったことがあるとすれば、以前は家族の一員として一緒に生活したが、死後には他の世界に行つて、祭祀の対象となつただけである。死者は、しばらくの間、家族との交流はできないが、「あの世」に行つて、そこに先に行つた家族と一緒に生活しており、今生きている家族も、今後またそこに行つて、彼らと一緒に生活するようになるのである。百姓の生活は苦しみで満ちており、生前に実現し得なかつたことを、死後の世界に對する憧憬を通じて、その目的に到達しようとしたのである。⁽²⁵⁾

中国人は、昔から、冥婚を通じて、生と死は相互に轉換され得るといふ生死の同質的な価値構造を認識している。嫁ぐとき持つていく嫁入り道具と副葬品は、死者と共に他の世界に入つて死者の所有となり、こうして生と死の間における一種の「同質の交流」は完成されるのである。⁽²⁶⁾

3 儒家の生死觀念と父系宗法的家族制度

早期の儒家は冥婚に反対であつたが、夫婦の人倫を重視する儒家においては、生前に結婚をしなければ成人として認められなかつたので、未婚のまま夭折した男女は、冥婚を通じてでも夫婦の縁を結んで、いわゆる「正常な社会秩序」の中に入らなければならぬ。⁽²⁷⁾ 普通の婚姻儀式と冥婚のそれは大体同じである。先祖に對する祭祀を重視する儒家の伝統には、先祖との円満な關係を保つことを通じて、現世における禍を避けようとする心理が存在する。死者の靈魂は、

生きている人に福を持つてくるだけではなく、禍をもたらす場合もあると信じているからである。また未婚のまま夭折した男女は先祖の墓地に入られず、後代から祭祀をも受けられなくなる。すると死者は怨恨を抱いて人間の世界に戻り、害悪を与えるようになる。特に未婚のまま夭折した女性は、世の中をさ迷う鬼神になり、数年後には悪鬼に化けて、未婚で体の虚弱な若い男性を悩まし、死亡に至らせ、その靈魂を連れて行くという。従って冥婚慣習は、死者のためだけではなく、むしろ生者の幸福を一層重視する儒家の現世的な思考方式を秘めているといえることができる。⁽²⁸⁾

儒家の父系宗法的な家族制度に基づく祖先崇拜は、長期にわたって冥婚を存在させてきた宗教的根拠の一つである。男性に世継ぎがなければ財産相続の問題が発生し、先祖の墓地にも入られないので、祭祀も断たれてしまう。これは、儒家の礼法では大きな禁忌である。女性も未婚のまま夭折すると、野原に放置され、世をさ迷う鬼神に転落するのである。「死」と「婚」を結合させた冥婚によって、夭折した男性の財産相続の問題も解決され、死者も先祖の墓地に葬られ、祭祀の問題も解決されるのである。⁽²⁹⁾ 家系図を直すとき、冥婚した夫婦も新たに書き入れて、後嗣問題の解決を図る地域もある。亡魂が祭祀を受ける先祖の身分を得ると、家族と後裔は彼によって保護されることになる。⁽³⁰⁾

4 道家の生死観念と陰陽五行論

「齊生死」、即ち「生死如一」は道家の中心思想の一つである。宇宙は「氣」が不断に凝集し、転化し、拡張される場である。従って、生と死は、決して二つの異なるものではない。生と死は互いに繋がっており、死亡とは物質の転化の過程に過ぎない。生死の連続生によって、「この世」と「あの世」は相互に依存・追求・交流・転化する。従って冥婚儀式は、「この世」とその延長としての「あの世」の間で行われる交流で、これによって生と死との間に紐帯

が形成されるのである。⁽³¹⁾

上述した冥婚伝統の諸原因は、実は「陰陽五行論」という大きな「担体」(carrier)に包摂される。中国には、古代から、「陰陽」という二つの世界に対する観念が存在する。冥婚における「陰」は「陰間」(あの世)を、「陽」は「陽間」(この世)を指す。人々は昔から、死後には「この世」に似たような「あの世」に行つて、引き続き生活できると信じてきた。死亡とは、「陰陽」という二つの世界の間が存在する「臨界点」なのである。死者のために行なう儀式は、哀痛の表現であると同時に、死者をして順調に黄泉路の旅ができるように挙行する盛大な「別れの儀式」でもある。中国の冥婚儀式は、結婚と死亡という二つの「限界」を整合し、この二つの「限界」の過渡的な責任を負う一種の「過渡儀式」で、これを通じて両家の祖先は一つに結ばれ、死者は「合法的な身分」を取得することになる。死者の身分転換によつて、生きている家族もこれに応じた社会的地位を獲得するようになる。このような「過渡儀式」を通じて、死者は順調に「あの世」に渡られ、生者に対して如何なる危害も与えなくなるのである。⁽³²⁾

宇宙と歴史を理解するための尺度としての「五行」は、中国人の空間観念と時間観念の体現である。『尚書・洪範』には、「五行…一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土」と記されている。「土生水、水生火、火生金、金生木」であるから、相生と相克の順序は、「土、水、火、金、木」となる。『管子・四時』も、「土」は中位にあり、最も安定的で最も頼り得る萬物の基礎であると確認している。即ち、「中央曰土、土德時輔四時入出、以風雨節、土益力」なのである。中国人は、昔から「土地コンプレックス」を持っており、死者が「入土為安」することを、人間の必然的な帰着と認識している。また『郊特牲』には、「魂氣帰於天、形魄帰於地、故祭求陰陽之義也」と記されている。即ち、人間が死ぬと、形体は土に入るが、形体から離れた靈魂は帰天すると信じているのである。⁽³³⁾『周礼』にも「衆生必死、

死必歸土」と記されているように、「入土為安」の帰結としての土葬は、中国の古代社会から存在する伝統的な葬礼方式である。土葬以外のその他の葬礼方式は、チベットの「天葬制度」⁽³⁴⁾のように特殊な地域に見られ、火葬は仏弟子または非正常的に死亡した人に適用されるものなのである。⁽³⁵⁾

参考として、冥婚伝統は仏教の影響も受けてはいるものの、それが支配的なものとは言えない。男女の遺骨を合葬する土葬の方式は、仏教の火葬とは相容れない側面が存在するからである。

四 冥婚の法的諸問題

1 民事法に係る問題

中国では、有名な俳優や歌手を配偶者にして制作した「冥婚証書」が、人出の多い街角や共同墓地の付近で販売されたりすることがある。これは、公民の姓名権、肖像権及び名誉権などを侵害する行為である。⁽³⁶⁾もし生者が死者と冥婚をしようとすれば、これは法律制度の辺にて徘徊することになるが、人気スターが他人の一方的な意志によって「冥婚させられれば」、これは法律によって「禁じられた領域」に進入することになる。例えば、清明節になると、行商人たちは、BEYONDグループの葉世榮、香港女優米雪や蔡衣林などの名前と写真を付けて制作した「冥婚証書」を販売し始める。五〇元を出せば、スターと冥婚ができるというのである。これは、有名人の肖像権と名誉権を侵害する行為である。これにつき、趙雲芬は次のように指摘している。即ち、彼ら行商人は、冥婚という名目で生者をむやみに死者に化けさせているが、これは有名人の姓名権や名誉権を侵害する行為である。また謝暉は、次の点を

強調している。即ち、自然人は自分の姓名に対する専有的な使用権を有するため、他人が故意にそれを使用するのは許されない。張曼玉や蔡衣林などの名前は同名異人の可能性があるにしても、如何なる人も、このような有名な専有的な姓名権を侵害してはならない。もしそれを無断で使用すれば、権利の侵害を構成することになる。ただし、このような権利の侵害に対して救済措置を取るか否かは、その権利の主体に委ねられている。³⁷⁾

2 刑事法に係る問題

(1) 死体窃盗・侮辱・売買に関する犯罪

二〇〇五年三月二八日、陝西省西安駅派出所所屬の警察官は、列車の乗客楊某が所持していたナイロン袋の中に六体の女性の死体があるのを発見した。楊某は、陝西省西郷県の人で、清明節が来る前に死体を山西省に持って行って販売するつもりであったが、西安駅で捕まってしまったのである。³⁸⁾

二〇〇六年一月二五日の午前一時頃、垢だらけの顔をした乱髪のお食が、山西省太原市尖草坪区所在の極楽山莊墓地に密かに侵入した。そして、まるで誰かを探しているように、位牌を一つ一つ探り始めた。そして若死にした河北省出身の女性の位牌を見つけると、煉瓦を持ち上げて打ち壊し始めた。墳墓が破壊されると、その中から骨箱を取り出し、懐に固く抱きしめた。そしてその場を離れようとしたとき、音を聞いて走って来た共同墓地の管理人たちに捕まってしまった。まだ未婚の彼は、冥婚でもしようと思つて、女性の骨箱を窃盗したのである。狂つたふりをして三年以上も山奥の洞窟に隠居してきた彼は、河北省唐県出身の陳彦生（二八歳）で、以前、窃盗罪で内モンゴル呼と浩特所在の監獄に三年間収容されていた。出獄後には、一緒に受刑した王某に頼まれ、彼と一緒に残酷な犯行を犯

してしまった。即ち、王某の友人邵某を殺すために、五〇錠の睡眠剤を混ぜてつくった大きな餅を邵某に食べさせ、彼が昏睡状態になると、骨切断用の包丁で首を切つて近所の排水路に捨てたのである。その次の日の夜から、陳彦生は、死亡した邵某が目をもいたまま太刀を持って追いかけてくるか、それとも首のない人が大きな声で叫びながら追いかけてくる悪夢に苦しめられ続けた。その度驚いて目が覚めると、全身は冷や汗で濡れていた。彼は、精神的・心理的苦痛から離れるために多くの地域を転々とした挙句、太原のある山奥にある洞窟を見つけ、その中に三年以上も隠居し続けた。彼は、結婚して子供も持ちたかったが、自分にはそのような縁がないと断念した。また未婚のまま死んで世をさ迷う幽霊にはなりたくなかったので、冥婚をするために若い女性の骨箱を窃盗したのである。⁽³⁹⁾

二〇一一年、陝西人龐某、赫某、白某及び張某は、洛川、黃陵、咸陽などの地域で墳墓を掘つて一〇人の女性の死体を窃盗し、それを家の中に隠した。彼らは、一層高い値段で売るために死体を洗い、病院の死体出庫証明書をも偽造した。そして陝西省の延川、榆林、神木並びに山西省などで、女性の死体が必要とする人々に売り、二四万余元を手に入れた。⁽⁴⁰⁾

芳芳(仮名)は、一九九四年、山西省運城市万榮県の徐某と結婚したが、二〇〇三年六月九日に胃癌で死亡した。しかし、芳芳には生前に子供がいなかったため、徐氏の家族墓地には入られず、やむを得ず徐氏の家族が下請けした土地に埋葬された。その後、徐某は再婚したが、毎年清明節になると、依然として芳芳の墓に行つて祭祀を行なつた。この問題で徐某と常に対立してきた新婦人は、「芳芳の遺骨を掘り出してしまふぞ」と大げさに言いふらし続けた。結局、芳芳の遺骨は誰かによつて掘り出されてしまった。芳芳の遺骨は、隣の県に住む人に一万八百元で売り出され、二〇一〇年一月一日にその家族墓地に埋葬されたことが判明した。芳芳の姉衛氏は、「妹はとても繊細な子だ

から、面識のない人とは合葬させたくない。彼女によく合う人と再び冥婚をさせたい」と言いながら、運城市公安局、運城中級人民法院、運城市檢察院、運城市政法委並びに山西省檢察院などに訴え続けた。当地では、若死にした既婚女性は、実家の墓にも埋葬されることができない⁽⁴¹⁾。

これとは違って、夫を失った女性の場合は、再婚するとき、「活嫁死不嫁」（再婚後死亡すれば、前夫の懐に戻り、彼と合葬されること）するか、それとも「活嫁死也嫁」（死後には、現在の夫と合葬されること）するかを、きちんと確かめておかなければならない。さもないと、前夫と現在の夫の両家の間に紛争が生じる可能性がある⁽⁴²⁾。女性が三回以上も結婚した場合には、問題は一層複雑に展開されることになろう。

二〇一三年四月上旬、閻某、張某並びに高某は、延安市子長県にある一五金門市場に行つて、死体盗掘のために必要な道具を購入した。その次の日の午後、張某は、閻某や高某と一緒に車で富県吉子現郷東屯公村を通り過ぎるとき、路傍の果樹園の中に新しい墳墓があるのを発見した。また墳墓の上に差し込まれている「引魂杆」を見て、中には女性の死体があると確信した（陝西省富県の埋葬慣習では、墳墓の上に「引魂杆」を差し込んでおくが、その形状が雄鶏の頭であれば男性の墳墓で、雌鶏の頭は女性の墳墓である）。その日の夜一一時頃、閻某と高某は、墳墓の中から女性の死体を掘り出し、既に準備してきた袋に入れた。路傍で待っていた張某は、その死体を車の中に入れた。三人は次の日の夜明けに子長県に帰り、「冥婚媒酌」周某の紹介を通じて、榆林市榆陽区に住む人に死体を一万五千元で売った。周某は千元を、高某は五百元を、そして諸経費を除いた残りの金額は、張某と閻某が半分に分けて取った。二〇一三年一〇月二四日、事件に関わつた四人の容疑者は、陝西省富県人民檢察院に逮捕された。二〇一四年二月二日、富県人民檢察院は、閻某、張某、高某に対しては死体窃盜罪の嫌疑で、周某に対しては犯罪所得をごまかし隠した嫌疑で控訴を提

起した。陝西省延安市富県人民法院は、被告閻某と張某には、それぞれ懲役一年六月に、高某には懲役一年に、そして周某には懲役六月及び罰金二千元の刑に処した。⁽⁴³⁾

二〇一四年三月、王某は、山東省巨野県田橋鎮所在のある村落で女性の死体一体を窃盗した。また二〇一五年三月には、共謀者八人と一緒に、巨野県田橋鎮の畑の中から、埋葬されて三カ月経った女性の死体を掘り出し、一万八千元で売り渡した。彼が売り渡したこの死体は、河北省邯鄲に住む劉某に転売された。劉某は、買取った死体を病院の霊安室に置き、老チヨンガたちに連絡と取り続けた。大体一週間後には、河北省武安市に住む男性に三万八千元で再び転売することができた。その中から、本人は二万元を手に入れた。この事件は、河北省の複数の地域が関わっており、極めて複雑な様相を呈している。この事件に関わった一人の犯罪容疑者は全員逮捕された。⁽⁴⁴⁾

冥婚による犯罪が増加する中、山西省臨汾市尧都区公安局は、二〇一六年三月二二日、死体窃盗・死体侮辱・死体売買及び売買斡旋などの犯罪を、刑法第三〇二条に基づいて厳しく禁ずるという内容の『通告』を公布した。⁽⁴⁵⁾ 死体を窃盗・侮辱した者は、中国刑法第三〇二条により、三年以下の有期懲役、拘留または「管制」⁽⁴⁶⁾に処される。死体窃盗・侮辱及び売買過程に加担した者に対しては、従犯（第二七条）及び教唆犯（第二九条）などの共犯に関する規定を適用して処理することができるが、中国刑法には幫助犯についての規定が別途に設けられていないため、法的補完が必要であると思われる。

(2) 故意殺人

二〇一〇年二月、山西省太原市所在の大学に在学中の榆社県箕城鎮出身の女子学生張薇（仮名、二三歳）が失踪

した。彼女が失踪する前に使っていたQQ（中国のSNSの一つ）には、「二月二日に大同駅で会おう」という大同出身の男性（QQID：「再見輝煌」）からのメッセージが残されていた。捜査のため、榆社県公安局所属の女性警官はQQに登録し、「再見輝煌」を友達に追加した。三月八日、「再見輝煌」はQQに現れ、自分のIDを「没有钱的猛男」に変えてから女性警官と対話を始めた。張剛と名乗った彼は、石炭の商売をしている人で、現在、自分の部屋の中でインターネットをしていると述べた。女性警官は画像通話を誘導し、彼の顔写真を撮って保存した。これと同時に、特別事件捜査チームは太原や大同で戸別訪問を行ない、張剛の本名が陳剛だということを確認した。三月九日の午後、「没有钱的猛男」がQQで女性警官と熱く対話を交わしているとき、警察は既に大同市新栄区にある彼の家の前に到着しており、戸籍調査をするという口実で家の中に入り、陳剛を逮捕した。窃盗罪で一四年間監獄に収容された前科のある陳剛（四五歳）は、二〇一〇年一月、インターネットで張薇と知り合い、二月二日、彼女を大同に来るように誘った。張薇が陳剛の家に行ったとき、不吉な予感がして逃げようとする、陳剛は彼女の首を絞めて殺害した。そして偽造した身分証を利用して死体を火葬し、内モンゴルの男性に二万元で売り渡した。⁽⁴⁷⁾

二〇一一年二月八日、王某は、オートバイで山東省滨州市高新区のある道路を通りかかるとき、路傍の空き地に横になっている流浪女性を発見した。自分の行なうべき犯行を決めた彼は、許某の家に行つてつるはしを持って来て、彼女の頭部を力いっぱい打ち下ろした。そして流浪女性が動かないのを確認した後、自分が行なったことを許某に知らせた。王某は、許某と一緒に、殺害された流浪女性を袋に入れ、自分の旧住宅の垣根の下に埋葬した後、冥婚を希望する男性を探し出して死体を売り渡した。複数の告発者から情報を得た公安機関は、二〇一一年二月一三日の夜、王某と許某に対して取調べを行ない、滨州市滨城区檢察院の批准を得て、王某は故意殺人罪の嫌疑で、そして死体埋

葬を協力した許某は証拠毀損幫助罪の嫌疑で逮捕した。⁽⁴⁸⁾

二〇一一年五月二二日、王海榮は劉某や馮某に犯行を提議した。彼らは、謀議した犯行を犯すために、馮某の車で陝西省延安市宝塔区甘谷駅鎮に行つて、オートバイを窃盜しようとしたが未遂に終わった。すると王海榮はまた、「女性を殺して死体を売ろう」と提案した。当日の午後、三人は車で宝塔区姚店鎮にある三叉路の入口の橋付近に立ち至つたとき、路傍で車を待っている妊産婦を發見した。王海榮は、妊産婦羅某を車に乗せた。約二〇分程走つてから、彼らはトイレを理由に車を降りて各々やるべき犯行を決めた。車が再び走り始めると、劉某はドアを閉めた。王海榮は羅某の頸部を絞め、劉某は彼女が動けないように手を捕まえた。王海榮は、劉某をして彼女の頸部を絞め続けさせた。結局、劉某は窒息してしまつた。その後、彼らは延川県に行き、亡くなった息子のある家に羅某の死体を売り、二万二千元（王海榮は一万四千元、劉某と馮某はそれぞれ四千元）を受け取つた。延安市中級法院は、王海榮とその連中に故意殺人罪を適用し、王海榮を死刑に処すると同時に、政治的權利を剝奪した。王海榮は、一審判決に不服し上訴を提起したが、陝西省最高人民法院は一審判決を維持し、中国最高人民法院に死刑執行の批准を申請した。結局王海榮は、二〇一三年七月二三日、刑場の露と消えた。⁽⁴⁹⁾

二〇一三年七月一二日付の報道によると、陝西人丁某、山西運城人閔某、王某は、冥婚の配偶者として売るつもりで、陝西省に居住する体の不自由な女性陳某を誘拐した。幸いにも、陳某は殺害される前に芮城公安局によって阻止され、未遂に終わった。近年、山西省の運城や臨汾などでは、冥婚をめぐる刑事事件や民事事件が多く発生している。⁽⁵⁰⁾ また山西省霍州では、二〇〇四年一〇月、一二歳の女児がある女性によって殺害され、二万三千八百円で売り渡された事件が発生したこともある。⁽⁵¹⁾

このような極端な犯罪行為が絶えず発生する理由は、いうまでもなく、「経済的な利益」が存在するからである。この種の犯罪は、時代の発展と共になくなるところか、むしろ増加の一途を辿っている。経済が発展すればするほど、得られる「利益」も増加するためである。また多数の人が利益を共有する「利益群」まで形成されている。窃盗または殺害された死体は、買受人にも「得」になる。女性の家族に謝礼をしなくても良いからである。⁽⁵²⁾

五 慣習法と実定法の狭間で

それでは、いわゆる「慣習法」によって盛行する冥婚、即ち死者と死者との婚姻は、実定法上可能なのであろうか。中国では、男性は二二歳、女性は二〇歳を満たさなければ結婚することができない（中華人民共和国婚姻法第六条）。婚姻関係は、自然人の間において発生する民事法律関係である。婚姻法律関係の主体は自然人で、自然人は出生時から死亡時まで民事権利能力を有し、法の定めるところにより民事権利を享有し、民事義務を負担する（中華人民共和国民法通则第九条）。自然人の民事権利能力及び民事法律関係は、死亡と同時に終了する。冥婚の事例を見ると、冥婚の当事者は一〇歳から九一歳まで多様であるが、⁽⁵³⁾婚姻の法定年齢に到達しているか否かを問わず、民法は死者と死者との間の婚姻を支持しない。

それでは、生者と死者との婚姻は可能であろうか。まず、二〇一〇年に四月一二日に重慶市で発生した事件を紹介しよう。糖糖という若い女性は、「彼と冥婚したい。私たちの愛情を、天にいる彼に確認させたい」と書いた立て札を持って、人出の多い街角に立っていた。彼女らは、付き合っただろうど三年目になる日（二〇一〇年三月二九日）に

結婚すると約定したが、彼氏は出張で四川省に行ったとき、不幸にも「五・一二汶川大地震」に遭遇し連絡が完全に切れてしまったので、冥婚でもしたいということであった。これは、ある程度「演出」された面もあったにもかかわらず、社会の関心を大いに引き寄せた事件である。⁽⁵⁴⁾

趙雲芬が指摘したように、糖糖は冥婚をしようとしても、婚姻の法的手続きを完成することができない。中国では、婚姻の法的効力を発生させるためには、必ず男女共に自ら婚姻登記機関に行つて婚姻登記を行わなければならない。結婚証を取得すれば、夫婦関係が確立する（中華人民共和国婚姻法第八条）。このように、婚姻登記は、代理を許さない法律行為であるため、婚姻当事者の一方だけでは、婚姻の申請、審査、登記などの一連の手続きを踏むことができない。換言すれば、糖糖一人で婚姻の法定手続きを完成する方法は、全く存在しないのである。死亡と擬制される（死亡が確定していないか、それとも死亡宣告をまだ受けていない）者との婚姻も許容されない。婚姻の手続きを行なうことができないため、財産相続の問題も発生せず、今後糖糖が他の男性と結婚しても重婚にはならない。⁽⁵⁵⁾

このように、実定法は冥婚を支持しないが、自然人が死者と冥婚を行なうのは現実的に全く不可能なのであろうか。もちろん、これについての法律規定は存在しない。しかし、謝暉が指摘したように、この問題は自然人の放任に委ねられた私的な権利として処理され得よう。即ち糖糖は、自分の権利を自主的に行使することができるため、生者とも死者とも結婚することは可能である。もし彼女が、失踪した男性との結婚を選択したならば、それは彼女が他の人と結婚する権利を放棄したことを意味する。これは彼女の私的な権利であるため、誰もこれに干渉することはできない。これは、国家法の私人の権利行使に対する一種の「放任的な調整」ということができる。⁽⁵⁶⁾ 国家の制定法を以て統制のできない民間法の領域が存在するのである。

中国の多くの地域では、依然として冥婚に対する需要が存在する。『中国新聞週聞』の調査によると、若者すら冥婚に対して如何なる違和感も持っていないことが判明した。彼らは、冥婚は、夫婦が「あの世」において生活を営むこと以外には、普通の結婚と然したる相違もないと考えているのである。ある女性は、もし自分が未婚のまま死亡した場合には、父母が自分に相応しい男性を見つけて、自分と冥婚をさせてほしいと正直に答えた。しかし、多くの若者は、「干骨」と冥婚させられることには反対であった。なぜならば、それは単なる「売買」に過ぎず、結婚ではないと考えているからである。もちろん、冥婚に反対する若者も多数存在する。また、自分が冥婚の相手にはなりたくないと答えた女性も少なくなかった。しかし、若者が未婚のまま死亡すると、彼らの意思とは関係なく、必ず父母によつて誰かと冥婚させられるであらう。⁽⁵⁷⁾ 冥婚は、実定法とは別に、民間における慣習法の支持の下に、依然として実行されているのである。

冥婚が盛行するにつれ、これに関係する犯罪も増加の一途を辿っている。それでは、この問題はどのように解決すれば良いのであろうか。この問題を解決するためには、冥婚の「担体」(carrier)として作用する中国の土葬制度を改革すべきであるという主張が存在する。即ち、冥婚は女性の死体を必要とするが、女性の死体の価格が高騰する状況の中で、高い利益を狙った殺人、墳墓盗掘、死体売買などの犯罪の原因は、いずれも山西省、陝西省及び河北省などの広い農村地域において実施されている土葬制度にあるといふのである。⁽⁵⁸⁾ これらの地域の土葬制度を火葬制度に変え、共同墓地を拡大していけば、冥婚慣習は大いに阻止できるかもしれない。共同墓地の利用は「風水先生」の助力を求めなくても良いし、火葬をすれば男女の死体を同穴に合葬する必要もなくなるため、冥婚に対する熱情は大いに冷めるであらう。また火葬後の灰では、性別を鑑別できなくなるため、死体売買行為を根絶し得ると主張されているので

ある。⁽⁵⁹⁾

このような主張は、限られた土地資源の節約という観点からすれば一理あると思われる。中国では、毎年約三千万人が死亡するが、一つの墳墓の占める面積を約一〇平方メートルだとすれば、毎年約三億平方メートルの土地が土葬に使われることになる。⁽⁶⁰⁾この点から、中国国務院は『殡葬管理条例』（一九九七年制定、二〇一二年改正）を以て、土葬制度の改革を通じた葬礼用地の節約及び火葬制度の実行を推進している（第二条）。人口が稠密で耕地も少ない地域では火葬を実行し、火葬のための条件が整えられていない地域では土葬が許容されるが（第四条）、今後共同墓地を建設しなければならず（第五条）、耕地・林地・水源地などには墳墓を設けることができない（第一〇条）。「種族（結婚した女性を除いた父系家族のメンバー）の墓地」は禁じられる。ただし、少数民族の居住する地域の葬礼習俗は尊重される（第六条）。『殡葬管理条例』は「条例」であるものの、国務院によって採択されたものであるため、その効力が全国に及ぶ「全国レベルの法律」ということができる。このような状況の下で、大都会に住む人々は火葬をしなければならず、土葬をした場合には、葬礼費用などの補助金を受けることができなくなる。河北省や河南省などでは、農村においても、火葬が強制的に実施されている。また、二〇一三年一月、中共中央事務庁と国務院事務庁は、『黨員幹部が先頭に立って葬礼改革を推進することに関する意見』（《關於黨員幹部帶頭推動殯葬改革的意見》）を公布し、党幹部が率先して葬礼制度の改革を徹底して実行するよう促している。さらに二〇一六年二月一九日には、民政部、發展改革委、科技部、財政部、国土資源部、環境保護部、住房城鄉建設部、農業部並びに国家林業局などの九つの部門が共同で、『土地を節約し生態にやさしい埋葬を推進することに関する指導意見』（《關於推行節地生態安葬的指導意見》）を公布し、葬礼制度の改革や葬礼用土地の節約を講じている。

法律や政策を通じて推進する葬礼制度の改革は、相当の成功を収めることができるであろう。しかし、民間に深く根を下ろした伝統慣習を全面的に除去するのは容易ではない。「上有政策、下有対策」（上に政策があれば、下には対策がある）という中国語の表現から分かるように、国家が火葬制度を大々的に推進すれば、民衆は、このような国家制度を回避するための様々な対策を講じ出すはずである。また、冥婚は死者と死者との縁を結びつけようとする伝統慣習であるとはいえ、前に紹介したように、女性の遺骨ではなく、その「灰」とでも冥婚を行なおうとする人々が存在することを忘れてはならない。火葬制度は、冥婚習俗を大いに阻止することはできても、それを根本的に除去することはできないと思われる。またそれによる副作用は、もう一つの社会問題になる可能性もある。

一九九一年に発表されたある論文は、その冒頭から「冥婚は、社会の承認を受けた結婚形態の一つである」と書き始めている。⁽⁶¹⁾ これを見れば、当時の人々は、冥婚伝統につき、相当友好的な態度を持っていたと推察される。しかし、経済が発展するにつれ、冥婚をめぐる利益を狙った犯罪が多く報道される中、最近では、冥婚伝統を批判する文章が引き続き登場している。例えば、陸敬平は、マルクス主義唯物論の観点から、「人間は死ぬとどうせ灰に化するのに（「人死如灯滅、肉化黄土骨成灰」）、果たして靈魂や来世は存在するものか」と言いながら、封建的な迷信、財物の浪費、父母によって行われる非自立的な結婚、単なる「心理的な慰安」などを冥婚の弊害として挙げている。従って、この問題を改善するためには、農村の基層組織を通じて党の様々な方針・政策を伝達・貫徹し、群衆を啓道することによって社会主義の核心たる価値観を實踐し、「農村精神文明」を建設しなければならないと主張しているのである。⁽⁶²⁾ 侯法花も、マルクス主義唯物論に立脚し、冥婚は既に民間信仰の範囲を逸脱し、社会道徳と法律の權威に挑戦しているので、学校教育を通じて冥婚が悪習であることを伝えるべきであり、テレビやインターネットのようは媒体を通じ

て無神論を宣伝すると同時に、冥婚の弊害を暴露しなければならず、必要な場合には村民委員会や都会の街道住民委員会会の組織を通じて教育を行なうだけではなく、強制措置を以て冥婚習俗を消滅させ、「文明社会」を建設していかねばならないと主張している。⁽⁶³⁾

このような指摘にも一理はあると思われる。改革・解放以降、人口移動の足かせは打ち破られ、農村のエリートは都会に移住した。彼らは（生活環境の劣悪な）農村には二度と帰らないため、農村における精神文明は空虚化してしまった。国家の指導が弱くなった期に乗じて、「科学を普及し、精神を指導すべき」農村の公務員や党員すら迷信を信じるようになり、巫女が鬼神を追い出したり靈魂を招いたりする活動にも参加している。このように農村が精神的に疲弊すると、社会に対して不安を感じる人々は鬼神を信じ、子供が亡くなると、冥婚を通じて心理的な慰安と精神的な安定を求めようとするのである。⁽⁶⁴⁾

しかし、儒教の家父長制、生死如一の思想及び道家の陰陽五行論などをその文化的・思想的背景として、数千年も伝承されてきた民間習俗を、果たして法律や政策で一朝一夕に根絶できるであろうか。またこれは、えてして中国の伝統習俗に対する全面的な否定につながる恐れもある。冥婚は、その良し悪しとは別に、慣習法の支配を受ける民間習俗である。謝暉は、中国人は春節には必ず故郷に帰って家族と一緒に過ごさなければならないが、これは数千年も遵守されてきた民間法であると言いながら、冥婚も民間法の調整を受けているため、人々の行為に対して一定の拘束力を持つと指摘している。⁽⁶⁵⁾ 陳華文も、「すべての習俗は、社会環境の変化と共に変化する。これを強制的に変えることはできないので、徐々に導いていかねばならない。政府がこれを強制的に禁止すれば、逆効果が生じうる」と指摘している。⁽⁶⁶⁾

冥婚は非科学的な習俗とはいへ、科学や文明という尺度を以て民俗伝統を判断し、政策や社会運動を通じてそれを抹殺しようとする態度は妥当ではないと思われる。冥婚を全面的に抹殺しようとするのは、極めて無謀な試みなのである。一度民俗文化が形成されれば、このような生活様式は非理性的な慣性の力によって伝承される。そしてその内的な駆動力は、科学文明に対する追求ではなく、一種の宗教信仰に対する従順なのである。従って宗教の範疇の中で民俗文化の基礎を探し求めようとするのが、科学的な言語で討論を行なうより、一層合理的であると思われる。冥婚の宗教的基礎は、中国古代から伝承されてきた死後世界に対する信仰及び祖先崇拜である。このような信仰が、依然として民衆の思想的な観念に影響を与えている状況の下で、冥婚伝統を全面的に阻止しようとするならば、我々にできることは殆どないといつても過言ではない。⁽⁶⁷⁾

もし冥婚に基づいて行なう犯罪活動を無くそうとするならば、その犯罪そのものに関心を持つべきであって、犯罪の根拠となる文化制度それ自体を除去しようとしてはならない。例えて言えば、誰かが商業制度を利用して他人を騙そうとしても、詐欺の根拠となるすべての商業活動それ自体を禁じることができない。だとすれば、我々は、何故に、冥婚というこの特殊な習俗に対し、厳しい制裁を加えなければならないのであろうか。殺人、墳墓盗掘及び死体売買などの行為は、冥婚それ自体ではなく、「冥婚」という慣習を借りて「犯された犯罪行為である。我々が阻止すべきは、冥婚それ自体ではなく、それに基づいて犯される犯罪活動である。犯罪を阻止することこそ、社会が努力して実現しなければならない目標なのである。一つの習俗としての冥婚が社会や時代に適応していくべき方を模索していかねばならないのである。」「冥婚媒酌」、「風水先生」及び巫女の教育水準を高め、国民教育を強化し、国民の文化レベルを向上させ、一般的な社会環境を改善していけば、「冥婚の文化的品位」も高くなり、また冥婚に基づいた犯罪活動

も徐々に減少するはずである⁽⁶⁸⁾。

他方においては、女性死体の出所に対する管理・監督を強化し、死体の運輸過程において発生しうる衛生の問題を解決しなければならない。また死体はその身分を確認し、死亡証明書と厳密に対照してから埋葬するようにしなければならない。民間において実行されている慣習法を全面的に廃止することはできないのと同じように、国家制定法も、郷土社会において強行することはできない。民法と国家法との衝突は、適切に調節しなければならない。従って、慣習としての冥婚は、国民個人々の選択に委ねるべきであり、刑事犯罪が発生した場合には、それを国家機関に移管して法によって処理し、慣習法の適用や国家制定法の実施を並行していくのが妥当である⁽⁶⁹⁾。

人間の持つ伝統観念や信仰は、短期間には変わらないし、変えることもできない。また、民間の意志を大いに破壊するまで国家意志を強制することはできない。これは、不必要な社会的衝突を惹起する一方なのである。中国人は、従来の観念が、経済的な作用の下で徐々に変化するのを目睹してきた。改革・解放や計画出産政策を通じて、家産に対する息子の優先相続や父母に対する息子の扶養義務などの観念は、いずれも変化してきた。社会環境や生活条件が改善されるにつれて、女性の早婚慣習も廃止された⁽⁷⁰⁾。人々の観念は社会の変化と共に変化しうるが、このような変化には時間を必要とする。数千年もの伝承されてきた冥婚慣習は、民衆の間で「自浄の過程」を経ながら合理的に調整されるのが望ましい。実定法による慣習法の急速な除去は止揚されねばならない。

六 終わりに

梁治平が指摘したように、「国家法は、どの社会においても唯一の法律ではない。たとえそれが重要な作用を起すとしても、それはすべての法秩序の一部分に過ぎない。国家法の上と下に、依然として多様な類型の法律が存在するのである」⁽⁷⁾。冥婚は、国家法ではなく、慣習法の支配を受ける中国の伝統習俗である。

中国において最も理想的な法は、伝統的に、次のような三つの法を含むものと認識されてきた。即ち、①「法上法」(法の上の法) Ⅱ 天理や礼、②「法中法」(法の中の法) Ⅱ 実定法(天理や礼儀が不完全な形で文字化・条文化されたもの)、並びに③「法外法」(法の外の法) Ⅱ 人情、である。古代の皇帝は、天理に従って国家法を制定したり、またその時々の必要に応じて詔・勅・旨などを発したりしたが、これらは、人々が処されている「情」況や事「情」に則したものでなければならぬ。従って、これらの「法上法」、「法中法」及び「法外法」のすべてを包摂する概念としての法、即ち天理、実定法並びに人情が三位一体となった法こそ、最も理想的な法と見なされるのである。中国人の日常生活でよく使われている「合情・合理・合法」(情理にかなって且つ合法である)という言葉は、物事が「法外法」(人情)・「法上法」(天理)・「法中法」(実体法)のいずれにも合致するという意味に他ならない。従って如何なる問題も、「法外法」(合情)、「法上法」(合理)、「法中法」(合法)に合致する形で解決するように努めていかねばならないのである。

冥婚には、実定法の上に存在する儒家の礼や家族制度、道家の生死観念及び陰陽五行論などの伝統観念が凝集され

ている（法上法）。冥婚はまた、子供に対する父母の愛「情」が凝縮された慣習法である（法外法）。天理や礼儀が不完全な形で文字化・条文化された実定法は冥婚伝統を支持しないけれども、だからといって、それを不法行為と判断しているわけでもない。このように実定法によって「不法」と見なされていない冥婚慣習を、実定法を以て廃止することはできない。従って死体売買、死体侮辱、死体売買斡旋並びに死体売買を目的とする殺人などの犯罪行為は、冥婚伝統そのものと明確に区別し、これらの犯罪行為を厳しく取り締まっていけば、冥婚習俗の態様にも徐々に変化が生ずるであろう。

- (1) 「中国冥婚調査…女性尸体成为一种商品」明码标价有的出于对恶灵报复的恐惧」中国青年网二〇一六年五月二三日。
- (2) 南都社论「冥婚」陋习需要法律规制和文明引导」南方都市报二〇一六年五月一九日。
- (3) 陈华文、陈淑君「冥婚：婚俗与丧俗并存的生死同质信仰」广西民族大学学报（哲学社会科学版）二〇一二年三月第三四卷第二期（Vol. 34, No. 2）九一、九三頁。
- (4) 黄景春「我国冥婚习俗的宗教学分析——兼谈当代冥婚造成社会问题的解决路径」民间文化论坛（Forum on Folk Culture）二〇一三年第二期（总第二一九期）七二頁。
- (5) 黄景春「一篇东汉镇墓文看我国冥婚习俗」北民族学院学报二〇〇九年第六期。现代中国の農村地域における冥婚の多くは夭折した男女の間で発生するが、これは主に厄を防ぎ、祭祀を維持するためである。これに対し、都会における冥婚は、恋愛中の男女の一方が不意の事故によって死亡したとき、生きている相手が死者に対し愛情を表すために行なわれる場合が多いようである。黄景春「我国冥婚的历史、现状及根源——兼与姚平教授商榷唐代冥婚问题」民间文化论坛二〇〇五年第五期。
- (6) 蔡利民诸晋祥译「中国和日本の冥婚习俗」民俗研究一九九一年第三期（总第一期）五七頁。
- (7) 范丽娟「日本冥婚习俗之考察——以山形县的迎亲绘马为例」河南机电高等专科学校学报二〇一二年一月第二期〇卷第六期、八三頁。

(8) 鄭玄注、賈公彦疏、趙伯雄整理、十三經疏・整理本『周礼注疏』（卷十四）（北京・北京大学出版社、二〇〇〇）四三二—四三三頁。

中国における「冥婚」の法的諸問題（金）

頁。

- (9) 杨朝霞「冥婚形式及原因探析」西北农林科技大学学报(社会科学版)二〇〇六年三月第六卷第二期一二二頁。
- (10) 「冥婚导致命案连发民间封建恶俗止于何时」法制日报二〇〇七年一月二五日。
- (11) 黄景春「神秘的冥婚」民俗博彩二〇一一年八月五六頁。
- (12) 江林、「冥婚考述」湖南大学学报(社会科学版)二〇〇〇年三月一四卷第一期四〇頁。
- (13) 黄景春、前揭論文、五七頁。
- (14) 康誉之、昨夢錄、說早(卷三十二)(北京:中国書店、一九八六、据涵芬楼一九二七年一月版影印)。
- (15) 「揭秘中国诡异恐怖的冥婚风俗照片倒卖女尸配阴婚事件」极热网二〇一五年八月二三日。
- (16) 黄景春、前揭論文、五七頁。
- (17) 「揭秘中国诡异恐怖的冥婚风俗照片倒卖女尸配阴婚事件」极热网二〇一五年八月二三日。
- (18) 黄景春、前揭論文、五七頁。
- (19) 「中国冥婚调查:女性尸体成为一种“商品”明码标价有的出于对恶灵报复的恐惧」中国青年网二〇一六年五月一三日。
- (20) 「配阴婚地下链条调查:法律存盲区致陋习难除」山西晚报二〇一三年七月二六日。
- (21) 陆敬平「冥婚红火咋能熟视无睹?」东方网二〇一六年八月二二日星期日五月一三日。
- (22) 侯法花「冥婚的民俗学解读」法制与经济二〇一〇年八月第八期(总第二四九期)一三二頁。
- (23) 张菁「冥婚风俗背后的宗教文化心理探微」群文天地二〇一一年第三期一五頁。
- (24) 黄景春「神秘的冥婚」民俗博彩二〇一一年八月五七頁。
- (25) 陈华文、陈淑君「冥婚:婚俗与丧俗并存的生死同质信仰」广西民族大学学报(哲学社会科学版)二〇一二年三月第三四卷第二期(Vol. 34, No. 2) 九二—九三頁。
- (26) 同上、九三頁。
- (27) 侯法花「冥婚的民俗学解读」法制与经济二〇一〇年八月第八期(总第二四九期)一三三頁。
- (28) 张菁「冥婚风俗背后的宗教文化心理探微」群文天地二〇一一年第三期一五頁。
- (29) 史哲睿、安朵「习惯法与制定法的冲突——以陕北地区的冥婚现象为视角」中国市场二〇一六年第六期(总第八七三期)

二〇七頁。

(30) 黄景春「我国冥婚习俗的宗教学分析——兼谈当代冥婚造成社会问题的解决路径」民间文化论坛二〇一三年第二期总第二一九期七一頁。

(31) 张菁「冥婚风俗背后的宗教文化心里探微」群文天地二〇一一年第三期一五頁。

(32) 杨泽曦「中国冥婚习俗流行根源初探」天府新论二〇〇七年二月一八三頁。

(33) 杨泽曦，上掲論文，一八二頁。

(34) 「天葬制度」は、靈魂不滅の思想や輪廻思想に基づいて、鷹または他の野生動物が死者の死体を処理するようにする蒙古族や藏族の葬礼方式である。死亡とは、不滅の靈魂が身体から分離される現象で、異なる空間への転化と認識されている。

(35) 史哲睿、安朵「习惯法与制定法的冲突——以陕北地区的冥婚现象为视角」中国市场二〇一六年第六期（总第八七三期）二〇七頁。

(36) 姚彦琳「中国冥婚习俗研究综述」民俗研究二〇一六年第一期总第一二五期六九頁。

(37) 「冥婚」引关注冥婚行为是否触及法律红线」法制网—法制日报二〇一〇年四月二二日。

(38) 「媒体揭秘冥婚黑幕·高报酬引发杀人盗尸案」正义网（北京）二〇一三年七月二六日。

(39) 「担心死后成孤魂野鬼杀人逃犯盗骨灰自配冥婚」新华网二〇〇六年二月二四日。

(40) 「配阴婚地下链条调查·法律存盲区致陋习难除」山西晚报二〇一三年七月二六日。

(41) 胡增春「媒体揭秘冥婚黑幕·高报酬引发杀人盗尸案」山西晚报（北京）二〇一三年七月二六日。

(42) 黄景春「神秘的冥婚」民俗博彩二〇一一年八月五七頁。

(43) 「陕西延安3人盗女尸配阴婚一具尸体卖二万五」人民网二〇一四年四月一七日。

(44) 「揭秘中国诡异恐怖的冥婚风俗照片倒卖女尸配阴婚事件」极热网二〇一五年八月三三日。

(45) 尧都区公安局《严厉打击因「冥婚」引发的盗窃、侮辱尸体、尸骨、骨灰犯罪活动》（二〇一六年三月二二日）

(46) 「管制」は、犯罪分子を拘禁せずに、一定の自由を制限する刑罰である。人民法院から管制の判決を下された者は、公安機関の管理及び人民大衆の監督の下に、元の所属部門または居住地において、集団的な生産労働を通じて「改造」される。管制期間は三カ月以上二年以下である（中国刑法第三八条）。

- (47) 「女大学生见网友惨遭杀害并焚尸配阴婚」人民网（北京）二〇一〇年三月二四日。
- (48) 「山东一男子为妻，阴亲，杀死流浪妇女被批捕」正义网—检察日报（北京）二〇一一年三月二日。
- (49) 台建林 王静 王玉刚「谋取钱财起歹意惨杀孕妇配冥婚延安杀人卖尸案主犯被执行死刑」法制日报二〇一三年七月二五日。
- (50) 「媒体揭秘冥婚黑幕·高报酬引发杀人盗尸案」正义网（北京）二〇一三年七月二六日。
- (51) 「为卖尸体配阴婚恶女残杀小女生」山西晚报二〇〇四年一〇月三〇日。
- (52) 「配阴婚地下链条调查·法律存盲区致陋习难除」山西晚报二〇一三年七月二六日。
- (53) 姚彦琳「中国冥婚习俗研究综述」民俗研究二〇一六年第一期总第一二五期六五頁。
- (54) 「冥婚」引关注冥婚行为是否触及法律红线」法制网—法制日报二〇一〇年四月二二日。
- (55) 同上。
- (56) 同上。
- (57) 「中国冥婚调查·女性尸体成为一种“商品”明码标价有的出于对恶灵报复的恐惧」中国青年网二〇一六年五月一三日。
- (58) 侯法花「冥婚的民俗学解读」法制与经济二〇一〇年第八期（总第二四九期）一三三頁。
- 陕西省延安市民政局によると、延安市では、毎年、約二千六百人が死亡するが、彼らの殆どが土葬され、約二百具の死体だけが火葬されるそうである。火葬される者は、主に事故で死亡した者、痴呆症や精神病で死亡した者並びに外地の人など、いわゆる無名の死体が多いそうである（侯法花、一三三頁）。
- (59) 黄景春「我国冥婚习俗的宗教学分析——兼谈当代冥婚造成社会问题的解决路径」民间文化论坛二〇一三年第二期总第二一九期七四頁。
- (60) 史哲睿、安朵「习惯法与制定法的冲突——以陕北地区的冥婚现象为视角」中国市场二〇一六年第六期（总第八七三期）二〇七頁。
- (61) 蔡利民 诸晋祥译「中国和日本的冥婚习俗」民俗研究一九九一年第三期（总第一九期）五七頁。
- (62) 陆敬平「冥婚红火咋能熟视无睹？」东方网二〇一六年五月一三日。
- (63) 侯法花「冥婚的民俗学解读」法制与经济二〇一〇年第八期（总第二四九期）一三三頁。
- (64) 走刀口「冥婚为何在部分农村再度流行？」文化观察二〇一六年六月二二日。

- (65) 「冥婚」 引关注冥婚行为是否触及法律红线」法制网——法制日报二〇一〇年四月二二日。
- (66) 「冥婚是超越道德、还是挑战法律？」新浪司法,二〇一六年五月一八日。
- (67) 黄景春「我国冥婚习俗的宗教学分析——兼谈当代冥婚造成社会问题的解决路径」民间文化论坛二〇一三年第二期总第二一九期七三頁。
- (68) 黄景春、上掲論文、七三頁。
- (69) 史哲睿、安朵「习惯法与制定法的冲突——以陕北地区的冥婚现象为视角」中国市场二〇一六年第六期(总第八七三期)二〇八頁。
- (70) 同上。
- (71) 梁治平「清代习惯法·社会与国家」(北京·中国政法大学出版社、一九九六)三五頁。

(中国山東大学法学院副教授)